

まつやま未来コネクト 組織規約

(名称)

第1条 組織は、「まつやま未来コネクト」（以下「組織」という。）と称する。

(組織の目的)

第2条 組織は、産学官で第7次松山市総合計画の「将来都市像」を共有しながら、地方が抱えている様々な課題の解決に一丸となって取り組むことで、新たな価値を創出し、持続可能な地域を実現することを目的とする。

(組織の活動)

第3条 組織は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の活動を行う。

- (1) 市が松山市総合計画の進捗状況を総合的に検証するため、計画の進捗評価に対して意見を述べること。
- (2) 地域課題の解決に向けた取組に関すること。
- (3) 人口減少対策の推進に関すること。
- (4) SDGsの推進に関すること。
- (5) その他、組織の目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織の会員)

第4条 組織は、第2条の目的に賛同する行政、大学、民間事業者、NPO等の事業者や団体を会員として組織する。

- 2 組織への加入を希望する者は、入会申込書を第29条に規定する事務局（以下「事務局」という。）に提出し、あらかじめ届け出なければならない。
- 3 事務局は、前項の届出があったときは、内容を確認し登録するものとする。
- 4 会員は、申込内容に変更を生じたときは、変更届を直ちに事務局に提出しなければならない。
- 5 会員は、組織からの退会を希望するときは、退会届を事務局に提出しなければならない。
- 6 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該会員を除名することができる。
 - (1) この規約に違反し、又は組織の信用を著しく害したとき。

- (2) 会員が解散し、又は営業を停止したとき。
- (3) 第30条又は第31条の規定に違反していることが判明したとき。
- (4) その他組織の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき。

(組織の会長等)

第5条 組織に会長1名、副会長1名及び監事1名を置く。

- 2 会長は、役員会において会員の中から選出する。
- 3 副会長及び監事は、会員の中から会長が指名する。
- 4 会長、副会長及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 会長は、組織を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 監事は、組織の財産及び会計並びに業務執行の状況を監査し、監査の結果を役員会において報告する。
- 8 会長は、第4項の任期の途中で副会長、又は監事に欠員が生じたときは、これを補充することができる。
- 9 前項の規定により補充された副会長、又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会の設置)

第6条 組織の活動を統括するため、組織に役員会を設ける。

(役員会の構成)

第7条 役員会は、会長、副会長及び運営幹事（以下「役員」という。）で構成する。

(役員会の活動)

第8条 役員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 規約の変更に関する事。
- (2) 組織の解散に関する事。
- (3) 松山市総合計画の進捗評価に対して意見を述べる事。
- (4) その他組織の重要事項に関する事。

(役員会の会議)

第9条 役員会の会議は、必要に応じて会長が役員を招集し、その議長となる。

- 2 役員会の会議は、役員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長が必要と認める場合は、役員は、WEB会議システムを利用して会議に出席することができる。

(書面による役員会の議決)

第10条 前条第1項の議長は、各役員に対し、書面による役員会の表決を求めることができる。

(役員会の専決処分)

第11条 会長は、役員会を招集する時間的余裕がないときは、役員会の議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の役員会において報告しなければならない。

(運営幹事会の設置)

第12条 組織の活動を機動的に行うため、組織に運営幹事会を設ける。

(運営幹事会の組織)

第13条 運営幹事会は、会員の中から、会長が指名した者を運営幹事として組織する。

2 運営幹事の任期は、指名した会長の任期と同様とし、再任を妨げない。

3 会長は、前項の任期の途中で運営幹事に欠員が生じたときは、これを補充することができる。

4 前項の規定により補充された運営幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営幹事会の幹事長及び副幹事長)

第14条 運営幹事会に幹事長1人及び副幹事長2人を置く。

2 幹事長は、運営幹事の互選により選出する。

3 副幹事長は、運営幹事の中から幹事長が任命する。

4 幹事長は、運営幹事会を代表し、会務を総理する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営幹事会の活動)

第15条 運営幹事会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 事業計画及び事業報告の決定に関すること。
- (2) 予算及び決算の決定に関すること。
- (3) 第3条第2号に規定する地域課題の解決に向けた取組の実施等に関すること。
- (4) アドバイザーの任命に関すること。
- (5) その他幹事長が必要と認めた事項に関すること。

(運営幹事会の会議)

第16条 運営幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

- 2 運営幹事会の会議は、運営幹事の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 運営幹事会は、必要があると認めるときは、運営幹事以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議の議事は、出席した運営幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長が必要と認める場合は、運営幹事は、WEB会議システムを利用して会議に出席することができる。

(書面による運営幹事会の議決)

第17条 前条第1項の議長は、各運営幹事に対し、書面による運営幹事会の表決を求めることができる。

(運営幹事会の報告)

第18条 幹事長は、運営幹事会の協議の経過及び結果について、役員会で報告しなければならない。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、幹事長に協議の経過について報告を求めることができる。

(運営幹事会の専決処分)

第19条 幹事長は、運営幹事会を招集する時間的余裕がないときは、運営幹事会の議決すべき事項を専決処分することができる。

- 2 幹事長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の運営幹事会において報告しなければならない。

(評価委員会の設置)

第20条 松山市総合計画の進捗評価に対して意見を述べるため、組織に評価委員会を設

ける。

(評価委員会の組織)

第21条 評価委員会は、会長が指名した会員によって構成する。

2 評価委員会は、前項の会員から推薦された者を委員として組織する。

3 委員の任期は、指名した会長の任期と同様とし、再任を妨げない。

(評価委員会の委員長及び副委員長)

第22条 評価委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が任命する。

4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(評価委員会の会議)

第23条 評価委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 評価委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 評価委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長が必要と認める場合は、委員は、WEB会議システムを利用して会議に出席することができる。

(委員の代理)

第24条 委員長は、委員がやむを得ない事情により評価委員会に出席することができないときは、その代理の者（以下「代理者」という。）を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の会員団体に属する者で、当該委員が指名するものとする。

3 代理者が評価委員会に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(書面による評価委員会の議決)

第25条 第23条第1項の議長は、各委員に対し、書面による評価委員会の表決を求めることができる。

(評価委員会の報告等)

第26条 委員長は、評価委員会の協議の経過及び結果について、役員会に報告しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員長に協議の経過について報告を求めることができる。

(分科会の設置)

第27条 会員は、地域課題の解決に向けて活動するため、会員の一部等により組織された分科会を設置することができる。

(アドバイザーの任命)

第28条 組織は、組織活動に関する意見を聴くため、運営幹事会が必要と認めたときに、アドバイザーを任命することができる。

(事務局)

第29条 組織、役員会、運営幹事会及び評価委員会の事務を処理するため、事務局を松山市に置く。

(秘密保持義務)

第30条 会員及びアドバイザーは、組織の活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。退会した後も、同様とする。

(暴力団員等の排除)

第31条 会員は、次のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

(2) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である者又はその役員、構成員のうちに暴力団員等のある者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者

(その他)

第32条 この規約に定めるもののほか、組織の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(組織設立当初の特例)

2 組織設立当初の会員は、第4条第2項の規定にかかわらず、設立時の全体会で定めるところによる。

3 組織設立当初の会長の選任については、第5条第2項中「役員会において会員の中から」とあるのは、「設立時の全体会において会員の互選により」と読み替えるものとする。

4 設立時の全体会は、事務局が招集し、議事を進行する。

5 設立時の全体会で議決事項がある場合は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

6 設立時の全体会で会長が決定するまでの間、組織の運営のために必要な活動は、規約の規定にかかわらず、事務局専決により実施することができる。

7 松山市SDGs推進協議会規約第24条に基づき設置された分科会は、同協議会の廃止後に同協議会の活動を引き継ぐ本組織における設立時の全体会の開催までの間、活動を継続することができる。